

特定電気通信役務提供者の作為による損害賠償責任の場合の主張・立証（第2項）

< 発信者が特定電気通信役務提供者に対して情報の送信防止措置をとられたことによる損害賠償を請求する場合のイメージ >

（stg）債務不履行（情報を蓄積，送信すべき義務違反）に基づく損害賠償請求

